

1-(9)-⑥.障がい学生支援について

障がいをかかえる学生に対して、学修環境、学生生活、就職（キャリア支援）に関する
ことなど、4年間の学びと学生生活を過ごす上で直面する課題を解決するための相談に
応じ、調整を行います。

a. 相談窓口

相談や支援を希望する学生は、事務部学生支援課または健康推進課に申し出て下
さい。

b. 授業における配慮

視覚や聴覚、上肢などの障がい、精神疾患（発達障がいを含む）や難病がある学生
に対して、障がいや疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 座席の確保
- ・ 講義資料の拡大コピー
- ・ 授業担当教員への配慮依頼
- ・ ノートテイカーの配置など

c. 定期試験における配慮

視覚や聴覚、上肢などに障がい、精神疾患（発達障がいを含む）や難病がある学生
に対して、障がいや疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 試験問題・回答用紙の拡大コピー
- ・ 別室受験
- ・ 試験時間の延長など

d. 障がい学生支援スタッフについて

ノートテイカーやテキストの電子化など、障がい学生を支援するスタッフを募集
しています。障がい学生支援スタッフとして活動を希望する人は、事務部学生支援
課に申し出てください。